

平成 25 年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平 成 26 年 7月 1日

国立大学法人 京都工芸繊維大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
(平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。) 第 8 条第 1 項
の規定に基づき、平成 25 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮し
た契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成 25 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削
減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成 22 年 2 月 5 日閣議決定。)
に基づき、契約の締結を行った。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための本学における体制として、「環境物品等の調
達の推進に関する基本方針」に基づきグリーン調達を更に推進した。
- 電気の供給を受ける契約について、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー
活用状況、再生可能エネルギー導入状況の条件を付与した「裾切り方式」を実
施した。
- 大規模な建築物の新営又は改修に係る設計業務については、平成 22 年度か
ら「環境配慮型プロポーザル方式」を実施した。
- ESCO事業については、本学の管理する施設には中央式熱源供給設備等大規模
なエネルギー供給を行う施設がないことから、ESCO事業の導入を実施しなかつ
た。